

J-クレジット制度
排出削減プロジェクト・
森林管理プロジェクト
妥当性確認報告書

プロジェクトの名称：柏崎市ガス水道局における下水処理場への
バイオガス発電機導入プロジェクト

妥当性確認 機関名	株式会社トーマツ審査評価機構
--------------	----------------

発行日 2014年2月25日

1 妥当性確認機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。（以下、本文書を通じて同様）

機関名称	株式会社トーマツ審査評価機構
プロジェクトの関係者との利害 抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	株式会社トーマツ審査評価機構（以下「当社」という。）は、当社の 検証マニュアル・規程に則り、利害抵触可能性の分析を行った。そ の結果、本プロジェクトに係る審査チームの責任者、リーダー、メ ンバー、レビュアーについて、プロジェクト関係者に関する一定以 上の金融資産の保有、取締役／役員等の兼務、近親者（経営陣）及 び当会社との経済取引、親密なビジネス関係、GHGに係るコンサル ティングサービスの提供は近年無いことを確認した。

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。	柏崎市ガス水道局
プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。	（該当なし）
低炭素社会実行計画への参加実態 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
温対法特定排出者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input checked="" type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input type="checkbox"/> 該当なし
省エネ法報告対象者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input checked="" type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input type="checkbox"/> 該当なし

3 妥当性確認結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

妥当性確認実施期間	■プロジェクトの実施前 □プロジェクトの実施後	
プロジェクト名	柏崎市ガス水道局における下水処理場へのバイオガス発電機導入プロジェクト	
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。	2014年3月1日 ～ 2021年3月31日	
適用方法論	方法論番号	EN-R-007 Ver.1.0
	方法論名称	バイオガスによる化石燃料又は系統電力の代替
想定排出削減量・想定吸収量	認証予定期間の合計値	4,129 t-CO ₂
プロジェクト実施者と合意した妥当性確認の前提	妥当性確認の基準 ※適用した制度文書類のバージョンを記載すること	文書名：実施要綱 Ver. 2.0 文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver. 2.0 文書名：実施規程（審査機関向け） Ver. 1.1 文書名：モニタリング・算定規程 Ver. 1.2
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された削減量・吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	当社は、J-クレジット制度に基づき、柏崎市ガス水道局（以下、「プロジェクト代表実施者」という。）が作成したプロジェクト計画書 Ver. 1.0 及びプロジェクト計画書別紙（以下、合わせて「プロジェクト計画書」という。）の記載内容について妥当性確認を行った。J-クレジット制度実施要綱（Ver.2.0 平成 26 年 1 月 20 日改正）（以下「実施要綱」という。）、「J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）」（Ver.2.0 平成 26 年 1 月 20 日改正）、「J-クレジット制度モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）」（Ver.1.2 平成 26 年 1 月 20 日改正）、「J-クレジット制度モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用別冊）」（Ver.1.0 平成 25 年 8 月 6 日制定）及び「承認方法論」（以下、合わせて「実施要綱等」という。）に従ってプロジェクト計画書を作成する責任はプロジェクト代表実施者にあり、当社の責任は、独立の立場からプロジェクト計画書に対する結論を表明することにある。
	範囲 ※妥当性確認の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること	妥当性確認の範囲は、プロジェクト計画書に記載されている内容に加えて、プロジェクト計画書に関連する現場設備（排出源、計量器等）であることをプロジェクト代表事業者等に説明した後、妥当性確認を実施した。
	保証水準 ※妥当性確認の結論を意見として	合理的保証

	<p>表明する際に採用した水準を記載すること</p>	
<p>妥当性確認手続</p> <p>※現地審査の実施有無について記載すること</p> <p>※また、実際に実施した手続、スケジュールについて、サンプリング手法も含めて記載すること</p>	<p>■現地審査を実施した（2014年2月13日に訪問）</p> <p>□サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問）</p> <p>□現地審査を実施していない</p> <p>当社は、上記の妥当性確認の基準及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して妥当性確認を実施した。実施規程（審査機関向け）は、プロジェクト計画書に記載された内容が実施要領等に準拠して作成されているかどうかについて確認することを求めており、当社は、当該確認のための合理的な基礎を得るために、実施規程（審査機関向け）が定める手続及び当社が必要と認めた手続を実施した。妥当性確認は、プロジェクト計画書の作成に係る保証業務リスクの評価、方法論の適用方法及びその基礎となる情報の評価、プロジェクト計画書の記載の検討を含んでいる。当社は、妥当性確認の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判断している。</p>	
<p>修正・指摘事項及び解決方法</p> <p>※4における結果を総括し、排出削減量又は吸収量に影響を与える可能性のある、主な指摘事項について記載すること</p>	<p>本妥当性確認の過程での修正・指摘した事項は下記のとおりであり、本報告書発行日までに全て解決され必要な修正が行われた。</p> <p>2014年1月20日付けでモニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）がバージョンアップされ、限界電源の排出係数（平成22年度）が追記されたため、$CEF^{electricity, t}$を修正し、プロジェクト計画書の排出削減量の再計算を依頼した。</p> <p>ベースライン及びプロジェクト実施後の付随的な排出活動の有無について確認事項としたが、事業者へのヒヤリングと現地を目視により、当該プロジェクト設備の対象範囲（消化ガスタンクより下流側の発電設備、廃熱回収設備）の中では、方法論で定めている付随的な活動がないことを確認した。</p> <p>プロジェクト開始前に、下水処理汚泥の消化タンクの加温用として消化ガスの一部が燃焼利用されていることが確認されたため、方法論に基づきベースラインの補正が必要ないか確認した。プロジェクト実施前の消化ガスの直接燃焼を代替する形で、プロジェクト実施後の消化ガス発電設備の廃熱の約40%が利用されており、プロジェクト実施前後で、消化ガスタンクの温度の一定制御の方法に変更がないことを確認した。プロジェクト実施後の消化ガスの熱利用に伴うベースラインの増加量はプロジェクト実施前の消化ガスの熱回収に伴うベースラインの補正量（減少分）に等しくなるため、プロジェクト開始前の消化ガスの燃焼利用・熱回収に伴うベースラインの補正量を0として、プロジェクト実施後の熱回収分を算定せず、発電電力量のみでベースラインを算定する方法となっていることを確認した。</p>	
<p>妥当性確認結果</p>	<p>確認結果</p>	<p>■無限定適正 □不適正 □意見不表明</p>

	<p>意見・結論</p> <p>※4 における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること</p>	<p>当社は、プロジェクト計画書が、すべての重要な点において、上記の妥当性確認の基準に従って作成されているものと認める。</p> <p>なお、本報告書は、J-クレジット制度において認証委員会の利用に供することを目的に作成されたものである。したがって、本報告書が、当該目的以外の目的で使用された場合ならびに認証委員会および事業者以外の者により使用された場合、当社の帰責性の有無を問わず、当社は本報告書に関し一切の責任を負わない。</p>
--	--	---